

株式会社レナサイエンス
定款

2026 年 6 月 25 日改訂

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社レナサイエンスと称し、英文では Renascience Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医療機器、人工知能（AI）を活用した医療ソリューション、診断薬及び医薬部外品の研究、開発、製造、輸出入、マーケティング及び販売
2. 医学、医療分野の特許権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権及びノウハウの売買、使用許諾及び管理
3. 医薬品、医療機器、人工知能（AI）を活用した医療ソリューション、診断薬及び医薬部外品に関するコンサルティング業務
4. 医療機関の運営、医療機関の運営等に関する業務の受託その他の医療事業及び同事業に関するコンサルティング業務
5. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県仙台市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,116,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告し、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権行使基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

2. 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

3. 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期満了前に退任する監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となるものとし、取締役会長に事故があるときは取締役社長が招集し、議長となる。

取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。
3. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役に対する報酬等)

第26条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であ

るものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。
ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 30 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 32 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当等)

第36条 当会社の期末剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

（監査役の責任免除）

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。